

令和2年6月28日

各都道府県小学生バレーボール連盟
会長・理事長 様

日本小学生バレーボール連盟
会長 工藤 憲
理事長 大内 賢司
競技委員長 大久保 裕二

日本小学生バレーボール連盟における 選手の登録・移籍に関する運用について【連絡】

日本小学生バレーボール連盟では、加盟団体登録及び個人登録規程に基づいた運用について、下記の通りといたしますので、取り扱い及び確認方よろしくお願いいたします。

記

1.移籍全般に関する取り扱い及び確認事項

①同一大会出場の制限

チームを移籍した場合、同一大会期間中（予選から本大会）においては、違うチームで出場することはできない。（加盟団体登録及び個人登録規程第6条第2項）

2.都道府県をまたいで移籍に関する取り扱い及び確認事項

①他都道府県移籍の報告義務

他の都道府県への移籍については、指定用紙(他都道府県在住選手報告様式)に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと(加盟団体登録及び個人登録規程第3条第4項及び第5条第3項)。なお、報告がない場合は、日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程第5条に基づき、都道府県小連は処分を行うことができる。

②登録選手数の制限

他の都道府県から移籍した選手(他県からの新規登録含む)が登録選手の三分之一を超える場合は、そのチームを都道府県代表として全国大会出場の推薦はできない。(大会規定)

③コート内出場選手数の制限

他の都道府県から移籍した選手(他県からの新規登録含む)で同時にコートに入ることができるのは、2人までとする。(大会規定)

3.引き抜きに関する取り扱い及び確認事項

①引き抜きに関する制限

前チームの指導者や保護者などからの訴えにより、コンプライアンス違反が認められた場合は、日本小学生バレーボール連盟コンプライアンス規程第5条に基づき、都道府県小学生バレーボール連盟は、該当者を処分することができる。

4.その他

①移籍(希望)先チームの受け入れ選択の自由

他チームの選手から移籍を求められた場合において、移籍先のチームは、入部は合意による行為であり、選手の加入条件も含まれることから、法的にも移籍希望の選手を受け入れるか否かの選択の自由を有していることで、断ることは可能である。(顧問弁護士見解)

以上

理事長懇談会資料 競技委員会

以下の2点について、再確認しておきたいと思います。

1. 他の都道府県からの移籍について

- 移籍は自由であり、妨げられないこと。 【登録規程】
- 前登録チームが所属する都道府県小連理事長及び移籍先の都道府県小連理事長に「他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書」【別紙1】を提出すること。【別紙2】
- 全日本の大会では、ベンチ内に3分の1、コート内に2人以内であること。

【別紙3】

日本小学生バレーボール連盟加盟団体登録及び個人登録規程

第5条 (移籍)

- 1)登録団体(チーム代表者)は、JVAメンバーから移籍や退団の申し出があった場合、迅速に対応しなければならない。
- 2)チーム代表者は、JVAメンバーの移籍や退団を妨げるような行為をしてはならない。
- 3)他の都道府県への移籍については、保護者と受け入れ側チームの代表者の責任の下で行う。その場合、必ず指定の用紙に必要事項を記入し、双方の理事長に届出・報告を行うこと。
- 4)他のチームに移籍した者は、同一年度内に元のチームに再登録することはできない。
※移籍とは、年度を問わず(年度をまたいだ場合も含む)、あるチームに所属している選手が、他県・同県を問わず、MRS登録を別のチームで行う行為である。

2. 二都道府県にまたがる大会の申請について

日小連HP：連盟概要：競技関連情報：競技関連各種様式：

「【資料】押印廃止に伴う各種様式の提出までの流れ」を再確認。【別紙2】

二都道府県以上にわたる競技会開催計画書【2021年3月21日変更】(WORD形式)

(会長名、競技委員長名のご確認を)

令和 年 月 日

〇〇県小学生バレーボール連盟
理事長 様

(届出者) 移籍及び登録先チーム代表者

都道府県名

チーム名

氏 名

連絡先 ()

印

他都道府県在住選手に関する新規登録及び移籍報告書

下記の通り、他都道府県在住選手の入部を認めましたので報告します。

記

- 1、 登録・移籍先チーム名 (〇〇県)
- 2、 選手名・学年
- 3、 生年月日
- 4、 MRS の ID 番号 (選手)
- 5、 移籍前のチーム名 (〇〇県)
- 6、 移籍(新規登録)する選手の保護者
氏 名
住 所

以上

[注意事項]

※1 この用紙は、移籍(登録)先チームの代表者が、元のチームが所属している都道府県小連理事長と移籍先のチームの所属する都道府県小連理事長にそれぞれ提出すること。

(他都道府県に新規登録する場合は、登録するチームの都道府県小連の理事長に提出すること。)

※2 新規登録選手は、移籍前のチーム名は記入しなくてもよい。